

事務連絡
令和6年1月9日

各地方運輸局自動車交通部貨物課
関東・近畿運輸局自動車監査指導部
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
監査指導課

物流・自動車局安全政策課
物流・自動車局貨物流通事業課

令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業（靈柩）の許可に付された条件の特例について

靈柩事業については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等の特殊性にかんがみ、最低車両数についての特例を設けるとともに、貨物自動車運送事業法第59条に基づき許可の条件として区域を限定することで業務の範囲を限定している。

令和6年1月に発生した能登半島地震では相当規模の被害が生じている。このような中で、石川県から一般社団法人全国靈柩自動車協会石川県支部に対して、災害時協定に基づく遺体搬送について要請されている。一方で、石川県内の靈柩事業者における被災状況が不明なことに加え、遺体の搬送範囲も広域になることが想定されることで、許可条件に付された区域内事業者のみでは対応が困難なことが想定される。

このことから、石川県内にて依頼された遺体搬送について、令和6年3月31日までの間、靈柩事業に付された区域条件について柔軟に取り扱うこととしたので、事務処理に遗漏のないよう取り計らわれたい。なお、災害の復旧状況等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。